第二条第百八号イ(5)を削り、同号を同条第百六号とし、同条第百九号を同条第百七号とし、同条第百十号を同条第百八号とし、同条第百十一号を同条第百九号とし、同条第百十二号を削り、同条第百十三号を同条第百十号とし、同条第百十四号から第百十七号までを三号ずつ繰り上げ、同条第百十八号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、その次に次のように加える。

ニ　令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定

第二条第百十八号ホを削り、同号ヘ中「第六十八条の十第一項」及び「、第六十八条の十五の四第一項」を削り、「第六十八条の十五の六の二第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで」を加え、同号ヘを同号ホとし、同号を同条第百十五号とし、同条第百十九号イからハまでの規定中「くまで」を「ホまで」に改め、同号を同条第百十六号とし、同条第百二十号を同条第百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十八　措置法第六十八条の四十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十一号を削り、同条第百二十二号を同条第百十九号とし、同条第百二十三号から第百四十四号までを三号ずつ繰り上げ、同条第百四十五号を削り、同条第百四十六号を同条第百四十二号とし、同条第百四十七号中「平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項」を「平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第百四十五号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項」に改め、「同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、」を削り、同号を同条第百四十三号とし、同条第百四十八号を同条第百四十四号とし、同条第百四十九号中「第六十八条の七十又は」を削り、同号を同条第百四十五号とし、同条第百五十号を同条第百四十六号とし、同条第百五十一号から第百五十四号までを四号ずつ繰り上げ、同条第百五十五号を同条第百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十二　措置法第六十八条の九十五の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

第二条第百五十六号中「同項」を「同項の規定により読み替えられた法人税法第八十一条の六第四項」に改め、同号を同条第百五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十四　措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額

第二条第百五十七号を同条第百五十五号とし、同条第百五十八号から第百六十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条第一項第三号中「平成二十九年旧措置法」を「平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項第三号において「平成二十九年旧措置法」という。）」に改め、同項第六号中「令和二年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び次号において「令和二年改正法」という。）」に、「令和二年旧措置法」を「令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和二年旧措置法」という。）」に改め、同条第二項第五号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）」を「令和三年改正法」に、「同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法」を「令和三年旧措置法」に改める。

様式第一の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		法規別表六（八）「25」の欄の金額
所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和３年旧措置法」という。）第42条の４第１項	00637	
第42条の４第１項	00657	
令和３年旧措置法第42条の４第４項	00638	法規別表六（九）「21」の欄の金額
第42条の４第４項	00658	
第42条の４第７項	00639	法規別表六（十二）「11」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中「第42条の５第１項第１号」を「令和３年旧措置法第42条の５第１項第２号」に、「第42条の５第１項第２号」を「令和３年旧措置法第42条の５第１項第３号」に改め、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の５第２項」を「令和３年旧措置法第42条の５第２項」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第42条の12の２第１項	00652	法規別表六（二十一）「10」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項中「第42条の12の３第１項」を「令和３年旧措置法第42条の12の３第１項」に改め、同表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12の３第２項」を「令和３年旧措置法第42条の12の３第２項」に、「第42条の12の３第３項」を「令和３年旧措置法第42条の12の３第３項」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）	令和３年旧措置法第42条の12の５第１項	00626	法規別表六（二十四）「24」の欄の金額
	第42条の12の５第１項	00659	法規別表六（二十七）「22」の欄の金額
	令和３年旧措置法第42条の12の５第２項	00627	法規別表六（二十五）「21」の欄の金額
	第42条の12の５第２項	00660	法規別表六（二十八）「21」の欄の金額